○広島市水道給水条例施行規程

昭和38年12月１日

水道局規程第16号

改正　昭和39年10月７日水道局規程第16号

（この水道局規程で題名改正）

昭和42年１月１日水道局規程第１号

（この水道局規程で題名改正）

昭和44年２月１日水道局規程第１号

昭和45年７月29日水道局規程第７号

昭和47年４月１日水道局規程第５号

昭和49年９月27日水道局規程第21号

昭和50年３月31日水道局規程第13号

昭和53年６月１日水道局規程第９号

昭和53年６月29日水道局規程第12号

昭和55年３月25日水道局規程第５号

昭和55年７月12日水道局規程第７号

昭和56年３月31日水道局規程第４号

昭和59年８月10日水道局規程第12号

昭和60年３月30日水道局規程第10号

平成３年11月１日水道局規程第６号

平成６年３月31日水道局規程第４号

平成９年２月20日水道局規程第１号

平成９年３月31日水道局規程第12号

平成９年７月24日水道局規程第14号

平成10年３月９日水道局規程第１号

平成10年７月31日水道局規程第６号

平成11年３月18日水道局規程第２号

平成11年７月28日水道局規程第11号

平成11年12月15日水道局規程第13号

平成12年３月31日水道局規程第６号

平成12年７月27日水道局規程第８号

平成14年３月28日水道局規程第３号

平成15年３月28日水道局規程第４号

平成17年３月30日水道局規程第１号

平成18年３月29日水道局規程第５号

平成19年９月28日水道局規程第８号

平成21年３月30日水道局規程第５号

平成21年９月30日水道局規程第９号

平成22年３月30日水道局規程第１号

平成25年５月30日水道局規程第６号

平成26年３月28日水道局規程第５号

平成26年９月９日水道局規程第14号

平成30年２月28日水道局規程第１号

令和２年３月31日水道局規程第２号

令和３年７月30日水道局規程第４号

広島市水道使用条例の施行に関する規程（昭和28年広島市水道局規程第５号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条～第８条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第９条～第14条）

第３章　給水（第15条～第21条の３）

第４章　料金及び納付金（第22条～第31条の５）

第５章　雑則（第32条・第33条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、広島市水道給水条例（昭和38年広島市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（昭39水道局規程16・昭42水道局規程１・一部改正）

第２条から第８条まで　削除

（平14水道局規程３）

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水の方式）

第９条　給水の方式は、次のとおりとする。

(1)　直結方式　給水栓まで直接給水するもの

(2)　受水槽方式　受水槽への給水口まで給水するもの

(3)　併用方式　直結方式と受水槽方式を併用して給水するもの

２　前項各号に掲げる方式は、給水装置ごとに使用水量、水の使用箇所、水圧等を勘案し水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

（昭53水道局規程９・追加、昭60水道局規程10・平３水道局規程６・平11水道局規程13・平14水道局規程３・一部改正）

（工事の申込み手続）

第10条　条例第７条第１項の規定による給水装置の工事、貯水槽水道の工事（当該貯水槽水道に局の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する場合又は当該貯水槽水道に局のメーターが設置されているものに限る。）又は自家用給水設備を給水装置に切り替える工事の申込みをしようとする者は、工事の申込書に工事の位置等を記載しなければならない。

（昭53水道局規程９・旧第９条繰下、昭60水道局規程10・一部改正、平10水道局規程１・旧第９条の２繰下・一部改正、平14水道局規程３・平15水道局規程４・一部改正）

（分岐給水装置がある場合の本管の撤去）

第11条　自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止しようとするときは、分岐給水装置の使用者及び所有者の同意がなければならない。

第12条から第14条まで　削除

（平10水道局規程１）

第３章　給水

（給水開始の申込み）

第15条　条例第15条の規定により給水の申込みをしようとする者は、給水装置の所在地、使用者、使用開始年月日等を口頭で、又は申込書に記載して申し込まなければならない。

（昭49水道局規程21・全改、平６水道局規程４・一部改正）

（メーター設置場所の変更等）

第16条　管理者は、給水装置の管理上必要があると認めるときは、既設のメーターの設置場所を変更させることができる。

２　メーターの設置場所には、みだりに物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

（代表者の選定等）

第17条　条例第17条の規定により代表者を選定若しくは変更し、又はその住所を変更した場合は、連署で届け出なければならない。

（平17水道局規程１・一部改正）

第18条　削除

（平14水道局規程３）

（各種の届出）

第19条　条例第21条の規定により次の各号の一に該当する場合は、当該各号の定めるところにより届け出なければならない。

(1)　水道の使用を中止し、又は廃止しようとするときは、給水装置の所在地、使用者、転居先等を口頭で、又は届出書に記載して届け出ること。

(2)　用途を変更しようとするときは、給水装置の所在地、使用者、新旧の用途及び変更する理由を口頭で、又は届出書に記載して届け出ること。

(3)　私設消火栓を消火演習に使用しようとするときは、給水装置の所在地、使用者及び使用する日時を届出書に記載して届け出ること。

(4)　管理者又は代表者に変更があつたときは、給水装置の所在地、新旧の管理者又は代表者の氏名を届出書に記載して届け出ること。

(5)　所有者、管理人若しくは代表者の住所又は氏名に変更があつたときは、新旧の所有者、管理人若しくは代表者の住所又は氏名を届出書に記載して届け出ること。

(6)　給水装置の所有権に異動があつたときは、給水装置の所在地、新旧所有者の氏名を届出書に記載して届け出ること。

(7)　消火用として水道を使用したときは、給水装置の所在地、使用者及び使用した日時を届出書に記載して届け出ること。

（昭47水道局規程５・平６水道局規程４・平14水道局規程３・平17水道局規程１・一部改正）

（修繕工事費の徴収方法）

第20条　給水装置の修繕工事費は、納付制により徴収する。

（平６水道局規程４・一部改正）

（給水装置及び水質の検査）

第21条　条例第25条の規定により給水装置（メーターを含む。）又は水質の検査を請求しようとする者は、その請求書に給水装置の所在地及び検査を求める事項を記載しなければならない。

２　メーターの検査には、請求者を立会させる。請求者は、立会しないという理由で検査の結果に異議を申し立てることはできない。

（貯水槽水道の設備管理責任者の選定）

第21条の２　条例第25条の２第１項に規定する貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道の維持管理を適正に行うため、管理者が別に定めるところにより設備管理責任者を選定しなければならない。

２　前項の設備管理責任者を選定し、又は変更したときは、管理者に届け出なければならない。

（平15水道局規程４・追加）

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理）

第21条の３　条例第25条の２第４項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、広島市の給水区域においては広島市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領、安芸郡の府中町及び坂町の給水区域においては広島県飲用井戸等衛生対策推進要領の定める管理基準により、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

（平15水道局規程４・追加、平26水道局規程５・一部改正）

第４章　料金及び納付金

（昭45水道局規程７・改称）

（用途の区分の適用基準）

第22条　条例第28条第２項に規定する従量料金の用途の区分の適用基準は、次の各号に定めるところによる。

(1)　家事用とは、専ら日常生活のために水を使用するものをいう。

(2)　業務用とは、家事用、公衆浴場用及びプール用を除いたすべてのものをいう。

(3)　公衆浴場用とは、公衆浴場（公衆浴場法施行条例（昭和25年広島県条例第45号）第２条第１項又は広島市公衆浴場法施行条例（平成24年広島市条例第64号）第２条第１項の一般公衆浴場をいう。）の用に水を使用するものをいう。

(4)　プール用とは、公設又は学校のプールの用に水を使用するものをいう。

（昭60水道局規程10・平９水道局規程12・平14水道局規程３・平25水道局規程６・一部改正）

（料金計算における１か月）

第23条　料金計算上の月の解釈は、次の各号に定めるところによる。

(1)　毎月検針のものの１か月（月）とは、前回検針の日から次の検針の日までをいう。

(2)　２か月検針のものの１か月（月）とは、前回検針の日から次の検針の日までを２か月とし、これを二分したものをいう。

（特別給水の料金）

第24条　条例第29条に規定する管理者が定める額は、使用水量１立方メートルにつき159円とする。

（平14水道局規程３・全改）

第25条から第27条まで　削除

（平14水道局規程３）

（使用水量の認定基準）

第28条　条例第34条に該当する場合の使用水量は、前年同期間の使用水量又はその他の使用実績を参酌して管理者が認定する。

（隔月定例日）

第28条の２　条例第35条第１項に規定する隔月定例日とは、期及び地区の区分に従い、次表に掲げる検針月の初日から末日までの期間内の定例日にメーターの検針を行う日をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 期 | 地区 |
| 1ブロック2ブロック3ブロック | 4ブロック5ブロック6ブロック |
| 第1期 | 4月 | 5月 |
| 第2期 | 6月 | 7月 |
| 第3期 | 8月 | 9月 |
| 第4期 | 10月 | 11月 |
| 第5期 | 12月 | 1月 |
| 第6期 | 2月 | 3月 |

備考　ブロックとは、給水区域を検針月及び当該検針月内の検針期間により区分した検針処理地区をいう。

（昭47水道局規程５・追加、昭55水道局規程５・平６水道局規程４・平10水道局規程１・一部改正）

（日割計算）

第28条の３　条例第36条第１項の規定による月の中途において水道の使用を開始し、中止し又は廃止したときの基本料金の日割計算の方法については、次の表に掲げる区分に応じ、基本料金に使用日数を１か月相当日数で除して得た数を乗じる方法により行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 使用日数 | 1か月相当日数 |
| 水道の使用を開始した日（以下「開始日」という。）が、最初の隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日の前日から当該隔月定例日の前日までの場合 | 開始日の翌日から最初の隔月定例日までの日数 | 最初の隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日から当該隔月定例日までの日数 |
| 開始日が、最初の隔月定例日の翌日の属する月の前々月の応当日の前日から当該隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日の前々日までの場合 | 開始日の翌日から最初の隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日の前日までの日数 | 最初の隔月定例日の翌日の属する月の前々月の応当日から当該隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日の前日までの日数 |
| 水道の使用を中止又は廃止した日（以下「中止日」という。）が、最後の隔月定例日の翌日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの場合 | 最後の隔月定例日の翌日から中止日までの日数 | 最後の隔月定例日の翌日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの日数 |
| 中止日が、最後の隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの場合 | 最後の隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日から中止日までの日数 | 最後の隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの日数 |
| 中止日が、開始日の翌日から開始日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの期間内にあるもので、当該期間内に隔月定例日がない場合 | 開始日の翌日から中止日までの日数 | 開始日の翌日から開始日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの日数 |
| 中止日が、開始日の翌日の属する月の翌月の応当日から開始日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの期間内にあるもので、当該期間内に隔月定例日がない場合 | 開始日の翌日の属する月の翌月の応当日から中止日までの日数 | 開始日の翌日の属する月の翌月の応当日から開始日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの日数 |
| 開始日と中止日が同じ場合 | 1日 | 開始日の翌日の属する月の前月の応当日から中止日までの日数 |

（平22水道局規程１・追加）

（料金算定の特例）

第29条　条例第36条第４項の規定による管理者が必要があると認めるものは、独立した区画を有する建築物又は団地（寄宿舎、下宿、独身寮その他これらに類するものを除く。以下「共同建築物等」という。）で次の各号に該当するものとする。

(1)　各戸の使用者が異なるもの

(2)　各戸に給水栓が１個以上設置されているもの

２　各戸につき料金を算定する場合の基本となる戸数は、共同建築物等の入居戸数とする。ただし、当該共同建築物等に業務上、水を必要としない事務所その他これに類するものが併存しているときは、これらの部分は一括して１戸とみなす。

３　各戸につき料金を算定する場合のメーターの口径は、各戸に13ミリメートルのものが設置されたものとみなし、使用水量は、各戸が均等使用したものとみなす。

４　各戸につき料金を算定することができる規定の適用を受けようとする使用者又は所有者は、あらかじめ、管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

５　前項の承認をした場合は、当該申請を受理した日を基準として、次期請求分から各戸につき料金を算定する。

６　使用者又は所有者は、各戸につき料金を算定する場合の基本となる戸数が増加し、若しくは減少するとき、又は用途の変更をするときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

（昭53水道局規程12・全改、昭59水道局規程12・昭60水道局規程10・平14水道局規程３・一部改正）

（料金の徴収方法）

第29条の２　条例第38条に規定する料金の徴収方法は、納付制又は口座振替の方法によるものとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、集金制によるものとする。

（平６水道局規程４・全改、平19水道局規程８・一部改正）

（料金の徴収区分等）

第29条の３　条例第38条の規定により２か月ごとに徴収する料金の徴収区分、納入期限及び当該徴収区分に係る料金算定の基準となる水道の使用期間（次表の使用期間欄に定める期間内の２か月に相当する期間をいう。）は、次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 徴収区分 | 納入期限 | 使用期間 |
| 期 | 地区 |
| 第1期 | 1ブロック | 検針月の27日 | 2月1日から4月30日まで |
| 2ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 3ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 4ブロック | 検針月の27日 | 3月1日から5月31日まで |
| 5ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 6ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 第2期 | 1ブロック | 検針月の27日 | 4月1日から6月30日まで |
| 2ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 3ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 4ブロック | 検針月の27日 | 5月1日から7月31日まで |
| 5ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 6ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 第3期 | 1ブロック | 検針月の27日 | 6月1日から8月31日まで |
| 2ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 3ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 4ブロック | 検針月の27日 | 7月1日から9月30日まで |
| 5ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 6ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 第4期 | 1ブロック | 検針月の27日 | 8月1日から10月31日まで |
| 2ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 3ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 4ブロック | 検針月の27日 | 9月1日から11月30日まで |
| 5ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 6ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 第5期 | 1ブロック | 検針月の27日 | 10月1日から12月31日まで |
| 2ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 3ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 4ブロック | 検針月の27日 | 11月1日から1月31日まで |
| 5ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 6ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 第6期 | 1ブロック | 検針月の27日 | 12月1日から2月末日まで |
| 2ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 3ブロック | 検針月の翌月17日 |
| 4ブロック | 検針月の27日 | 1月1日から3月31日まで |
| 5ブロック | 検針月の翌月7日 |
| 6ブロック | 検針月の翌月17日 |

２　集金制の納入期限は、管理者が別に定める。

３　前２項の納入期限が土曜日に該当するときは、前２項の規定にかかわらず、この日の翌日を納入期限とみなす。

（昭47水道局規程５・追加、昭49水道局規程21・旧第29条の２繰下、昭55水道局規程５・平６水道局規程４・平19水道局規程８・平22水道局規程１・一部改正）

（過誤納等による料金の清算）

第30条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次期以降の料金で清算することができる。

（昭45水道局規程７・旧第31条繰上、昭55水道局規程７・一部改正）

（納付金の差額計算の適用基準）

第31条　条例第40条第１項に規定する新口径に係る納付金額と旧口径に係る納付金額との差額計算（以下「差額計算」という。）は、当該給水装置の所有者が同一であるものについて行う。この場合において撤去工事を伴うときは、条例第７条第１項に規定する新設及び撤去を同時に申し込まなければならない。

２　都市計画等公共事業により立ち退く者が給水装置を新設する場合の差額計算は、前項後段の規定にかかわらず、当該公共事業体発行の証明書等の提出時に行うことができる。

３　メーターが設置されていない給水装置にメーターを設置する場合は、当該給水装置に本来メーターが設置されるべき位置の給水管の口径と同一口径のメーターが設置されているものとみなし（設置使用されている給水栓が１個の場合は、口径13ミリメートルのメーターが設置されているものとみなす。）、前２項に定めるところにより、差額計算を行うものとする。

（昭60水道局規程10・追加、平10水道局規程１・平17水道局規程１・一部改正）

（料金の減免の適用基準）

第31条の２　広島市の給水区域において、条例第41条の２の規定により料金を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免額は当該各号に掲げる額とする。

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）の規定による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第２条第１項又は第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を含む。）を受けている者若しくは当該者と同一の世帯に属する者が水道を使用する場合　１か月につき使用水量10立方メートルの料金相当額（１か月の使用水量が10立方メートルに満たない場合は、その使用水量に係る料金相当額。以下同じ。）

(2)　次のいずれかに該当する者（以下「障害者」という。）又は障害者と同一の世帯に属する者が水道を使用する場合であつて、別表第１障害者の年齢の欄、所得者の欄及び扶養親族等の人数の欄の各項に掲げる者（障害者以外の者にあつては、障害者と同一の世帯に属する者に限る。）ごとの前年の所得（管理者が定めるところにより算出した所得をいい、１月１日が属する料金の算定の基礎となる月から７月31日が属する料金の算定の基礎となる月までの水道の使用に係る料金の減免については、前前年の所得。以下同じ。）が、それぞれ同表の所得の額の欄に定める額であるとき　１か月につき使用水量10立方メートルの料金相当額

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める身体障害者障害程度等級表の１級から３級までに該当するもの

イ　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第１項に規定する児童相談所において、最重度、重度又は中度と判定された者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条に規定する障害等級の１級又は２級に該当するもの

エ　アからウまでに準ずる程度の障害を有すると管理者が認めた者

(3)　次のいずれにも該当する者（以下「寝たきり老人等」という。）又は寝たきり老人等と同一の世帯に属する者が水道を使用する場合であつて、別表第２所得者の欄及び扶養親族等の人数の欄の各項に掲げる者（寝たきり老人等以外の者にあつては、寝たきり老人等と同一の世帯に属する者に限る。）ごとの前年の所得が、それぞれ同表の所得の額の欄に定める額であるとき　１か月につき使用水量10立方メートルの料金相当額

ア　本市の区域内に住所を有する65歳以上の者

イ　日常生活において常時介護を必要とする状態にある者

(4)　次のいずれかに該当する者が属する世帯及びこれと同様の事情にあると管理者が認めた世帯（ア及びウに掲げる者が属する世帯及び管理者が認めた世帯にあつては、当該世帯に属する別表第３所得者の欄及び扶養親族等の人数の欄の各項に掲げる者ごとの前年の所得が、それぞれ同表の所得の額の欄に定める額である世帯に限る。）に属する者が水道を使用する場合　１か月につき使用水量10立方メートルの料金相当額

ア　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第３条第１項に規定する児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に限る。以下同じ。）を監護し、又は養育していることにより同法第４条に規定する支給要件に該当する者

イ　広島市ひとり親家庭等医療費補助条例（昭和54年広島市条例第30号。以下「医療費補助条例」という。）第５条の規定により資格者証を交付された者（以下「資格者証所持者」という。）

ウ　医療費補助条例第３条本文に規定する者（資格者証所持者を除く。）

(5)　管理者が減免する必要があると認める社会福祉施設が水道を使用する場合　１か月につき使用水量10立方メートルの料金相当額

(6)　その他管理者が特に減免する必要があると認める場合　管理者が定める額

２　前項の規定により料金の減免を受けようとする者は、所定の申請書を管理者に提出しなければならない。

３　減免は、前項の規定による申請書を受け付けた日の属する料金の算定の基礎となる月から開始し、減免すべき事由が消滅した日の属する料金の算定の基礎となる月をもつて終わる。

（平９水道局規程１・追加、平９水道局規程14・平11水道局規程２・平11水道局規程11・平12水道局規程６・平12水道局規程８・平14水道局規程３・平18水道局規程５・平21水道局規程５・平21水道局規程９・平22水道局規程１・平26水道局規程14・一部改正）

第31条の３　安芸郡の府中町及び坂町の給水区域において、条例第41条の２の規定による料金の福祉事業の減免は、当該町の長の決定に基づいてのみ、行うことができる。

（平９水道局規程１・追加、平14水道局規程３・一部改正）

（納付金減免の適用基準）

第31条の４　条例第41条の２の規定により納付金を減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)　工事その他の理由により一時的に水道を使用するために給水装置を新設するとき。

(2)　消火栓又は防火水槽を設置するとき。

(3)　その他管理者が特に減免する必要があると認めるとき。

（昭45水道局規程７・追加、昭60水道局規程10・旧第３条繰下、平９水道局規程１・旧第31条の２繰下、平14水道局規程３・一部改正）

（料金の支払請求権の放棄）

第31条の５　条例第41条の３の規定により、管理者は、債務者が死亡、行方不明その他これに準ずる事情にあるため徴収の見込みがないと認めるときで、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消滅時効の起算日から５年（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第10条第４項の規定によりなお従前の例による場合は２年）経過したものについては、これを放棄することができる。

(1)　債務者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。

(2)　債務者の所在が住民票等で調査しても不明であるとき。

(3)　破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他の法令の規定により、債務者が料金債権につきその責任を免れたとき。

(4)　その他管理者が相当と認めるとき。

（平17水道局規程１・追加、平26水道局規程５・令２水道局規程２・一部改正）

第５章　雑則

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第32条　条例第46条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1)　詐欺その他不正の行為により１使用期間の料金の徴収を免れた者　徴収を免れた金額（当該金額が１万円を超えないときは、１万円とする。以下同じ。）の１倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

(2)　詐欺その他不正の行為により２使用期間以上の料金の徴収を免れた者　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

(3)　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

（昭45水道局規程７・追加、平12水道局規程６・一部改正）

（実施の細目）

第33条　この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

（昭47水道局規程５・追加、平10水道局規程１・旧第34条繰上）

附　則

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の広島市給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第22条から第27条までの規定は、昭和39年２月分として徴収する料金以降の料金について適用する。

２　水道料金の用途決定の基準を定める規程（昭和35年広島市水道局規程第２号）は、廃止する。

３　共用栓鑑札のひな形を定める規程（昭和27年広島市水道局規程第13号）は、廃止する。

４　この規程施行の際、現に改正前の広島市水道使用条例の施行に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は請求、届出その他の手続は、それぞれ新規程の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

５　この規程施行の際、旧規程第23条の２の規定により算定した概算金は、新規程第26条の規定による概算料金の見積基準額とみなす。

６　広島市水道局指定工事店規程（昭和28年広島市水道局規程第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（／昭和39年10月７日水道局規程第16号／昭和42年１月１日水道局規程第１号／昭和44年２月１日水道局規程第１号／）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年７月29日水道局規程第７号）

この規程は、昭和45年８月１日から施行する。

附　則（昭和47年４月１日水道局規程第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年９月27日水道局規程第21号）

この規程は、昭和49年10月１日から施行する。

附　則（昭和50年３月31日水道局規程第13号）

この規程は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和53年６月１日水道局規程第９号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年６月29日水道局規程第12号）

この規程は、昭和53年７月１日から施行する。

附　則（昭和55年３月25日水道局規程第５号）

この規程は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年７月12日水道局規程第７号）

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　改正後の広島市水道給水条例施行規程第10条の規定は、給水装置の工事又は修繕工事の完了日が公布の日以後となるものから適用する。

附　則（昭和56年３月31日水道局規程第４号　抄）

（施行期日）

１　この規程は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年８月10日水道局規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年３月30日水道局規程第10号）

この規程は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（平成３年11月１日水道局規程第６号）

この規程は、平成３年12月１日から施行する。

附　則（平成６年３月31日水道局規程第４号）

１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の広島市水道局会計規程第29条第１項並びに第２条の規定による改正後の広島市水道給水条例施行規程第29条の２及び第29条の３第１項の規定は、この規程の施行の日以後に収入の原因が確定するものから適用し、同日前に収入の原因が確定するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成９年２月20日水道局規程第１号）

１　この規程は、平成９年４月１日から施行する。

２　改正後の広島市水道給水条例施行規程第31条の２の規定は、この規程の施行の日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係るものについて適用する。

３　この規程の施行前に広島市下水道条例施行規則（昭和47年広島市規則第82号）第23条の規定により下水道の使用料の減免の決定を受けた者は、改正後の広島市水道給水条例施行規程第31条の２の規定により減免の決定を受けた者とみなす。ただし、当該下水道の使用料の減免の決定を受けた者から異議申立てがあった場合は、この限りでない。

附　則（平成９年３月31日水道局規程第12号）

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年７月24日水道局規程第14号）

１　この規程は、平成９年８月１日から施行する。

２　改正前の第31条の２の規定による減免を受けているもので、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前にその減免すべき事由が消滅したものは、施行日に減免すべき事由が消滅したものとみなす。

３　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、施行日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金及びメーターの使用料の減免について適用する。

附　則（平成10年３月９日水道局規程第１号　抄）

（施行期日）

１　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成10年７月31日水道局規程第６号）

１　この規程は、平成10年８月１日から施行する。

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、施行日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金及びメーターの使用料の減免について適用する。

附　則（平成11年３月18日水道局規程第２号）

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年７月28日水道局規程第11号）

１　この規程は、平成11年８月１日から施行する。

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この規程の施行の日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金及びメーターの使用料の減免について適用する。

附　則（平成11年12月15日水道局規程第13号）

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日水道局規程第６号）

１　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

２　改正後の第31条の２の規定は、この規程の施行の日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金及びメーターの使用料について適用する。

３　第31条の２の改正規定の施行の際現に改正前の同条第１項第３号の規定により減免を受けている者に係る水道料金及びメーターの使用料の減免については、なお従前の例による。

附　則（平成12年７月27日水道局規程第８号）

１　この規程は、平成12年８月１日から施行する。

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この規程の施行の日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金及びメーターの使用料の減免について適用する。

附　則（平成14年３月28日水道局規程第３号）

１　この規程は、平成14年４月１日から施行する。

２　改正後の広島市水道給水条例施行規程第31条の２の規定は、この規程の施行の日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道料金及び水道メーターの使用料について適用する。

３　この規程の改正前に広島市下水道条例施行規則（昭和47年広島市規則第82号）第23条の規定により下水道の使用料の減免の決定を受けた者は、改正後の広島市水道給水条例施行規程第31条の２の規定により減免の決定を受けたものとみなす。ただし、当該下水道の使用料の減免の決定を受けた者から異議申立てがあった場合は、この限りでない。

附　則（平成15年３月28日水道局規程第４号）

１　この規程は、平成15年４月１日から施行する。

２　この規程の施行前の管理者が別に定めるところによる設備管理責任者の届出は、改正後の広島市水道給水条例施行規程第21条の２第２項の規定による届出とみなす。

附　則（平成17年３月30日水道局規程第１号）

１　この規程は、平成17年４月１日から施行する。

２　給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成９年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（平成18年３月29日水道局規程第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年９月28日水道局規程第８号）

この規程は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成21年３月30日水道局規程第５号）

１　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

２　改正後の第31条の２第１項第１号の規定は、この規程の施行の日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金について適用する。

附　則（平成21年９月30日水道局規程第９号）

この規程は、平成21年10月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日水道局規程第１号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年５月30日水道局規程第６号）

この規程は、平成25年６月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日水道局規程第５号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年９月９日水道局規程第14号）

この規程は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成30年２月28日水道局規程第１号）

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　この規程による改正後の別表第１から別表第３までの規定は、平成31年８月１日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金について適用する。

附　則（令和２年３月31日水道局規程第２号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年７月30日水道局規程第４号）

１　この規程は、令和３年８月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定及び別表第２の改正規定（これらの改正規定中「同法に規定する特定扶養親族」を「16歳以上23歳未満の扶養親族」に、「当該特定扶養親族」を「当該扶養親族」に改める部分に限る。）並びに別表第３の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この規程（別表第１の改正規定及び別表第２の改正規定（これらの改正規定中「同法に規定する特定扶養親族」を「16歳以上23歳未満の扶養親族」に、「当該特定扶養親族」を「当該扶養親族」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この規程の施行の日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金について適用する。

別表第１（第31条の２関係）

（平９水道局規程１・追加、平９水道局規程14・平10水道局規程６・平11水道局規程11・平12水道局規程８・平14水道局規程３・平30水道局規程１・令３水道局規程４・一部改正）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障害者の年齢 | 所得者 | 扶養親族等の人数 | 所得の額 |
| 20歳未満 | 障害者の父母又は養育者 | 無 | 4,596,000円未満 |
| 1人以上 | 4,596,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額未満 |
| 障害者の父母又は養育者の配偶者又は扶養義務者 | 無 | 6,287,000円未満 |
| 1人 | 6,536,000円未満 |
| 2人以上 | 6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）未満 |
| 20歳以上 | 障害者 | 無 | 1,695,000円以下 |
| 1人以上 | 1,695,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額以下 |
| 障害者の配偶者又は扶養義務者 | 無 | 6,287,000円未満 |
| 1人 | 6,536,000円未満 |
| 2人以上 | 6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）未満 |

備考

１　この表において「障害者の父母」とは、障害者を監護する父又は母（父及び母が監護する場合は当該父又は母のうち主として当該障害者の生計を維持する者、当該父及び母がいずれも当該障害者の生計を維持しない場合は当該父又は母のうち主として当該障害者を介護する者）をいう。

２　この表において「養育者」とは、障害者の父母がいない場合において、障害者を監護し、かつ、その生計を維持する者（養育者が２人以上いる場合は、当該養育者のうち主として当該障害者の生計を維持する者）をいう。

３　この表にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

４　この表において「扶養義務者」とは、民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める者（養育者又は障害者の扶養義務者にあつては、当該養育者又は障害者の生計を維持する者に限る。）をいう。

５　この表において「扶養親族等」とは、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。ただし、障害者の年齢が20歳未満で所得者が障害者の養育者の場合は、障害者の養育者の扶養親族等でない障害者で当該障害者の養育者が前年の12月31日において生計を維持したものを含む。

別表第２（第31条の２関係）

（平９水道局規程１・追加、平９水道局規程14・平10水道局規程６・平11水道局規程11・平12水道局規程８・平30水道局規程１・令３水道局規程４・一部改正）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得者 | 扶養親族等の人数 | 所得の額 |
| 寝たきり老人等 | 無 | 1,695,000円以下 |
| 1人以上 | 1,695,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額以下 |
| 寝たきり老人等の配偶者又は扶養義務者 | 無 | 6,387,000円未満 |
| 1人 | 6,636,000円未満 |
| 2人以上 | 6,636,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）未満 |

備考

１　この表にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

２　この表において「扶養義務者」とは、民法第877条第１項に定める者（主として寝たきり老人等の生計を維持する者に限る。）をいう。

３　この表において「扶養親族等」とは、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。

別表第３（第31条の２関係）

（平14水道局規程３・追加、平30水道局規程１・令３水道局規程４・一部改正）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得者 | 扶養親族等の人数 | 所得の額 |
| 児童の父母又は養育者 | 無 | 4,596,000円未満 |
| 1人以上 | 4,596,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額未満 |
| 児童の父母又は養育者の配偶者又は扶養義務者 | 無 | 6,287,000円未満 |
| 1人 | 6,536,000円未満 |
| 2人以上 | 6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）未満 |

備考

１　この表において「児童」とは、児童扶養手当法第３条第１項に規定する児童をいう。

２　この表において「父母」とは、児童の父又は母をいう。

３　この表において「養育者」とは、児童扶養手当法第４条第１項に規定する養育者をいう。

４　この表において「扶養義務者」とは、民法第877条第１項に定める者（主として児童の父母又は養育者の生計を維持する者に限る。）をいう。

５　この表において「扶養親族等」とは、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。ただし、所得者が児童の養育者の場合は、児童の養育者の扶養親族等でない児童で当該児童の養育者が前年の12月31日において生計を維持したものを含む。